

令和 7 年 度
健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査
資金不足比率審査

令和8年（2026年）8月26日
枚方市監査委員

枚 監 査 第 9 7 号

令和 8 年(2026 年)8 月 26 日

枚 方 市 長

伏 見 隆 様

枚方市監査委員 上 森 太一郎

同 淨 内 俊 仁

同 広 瀬 ひとみ

同 門 川 紘 幸

令和 7 年度健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1. 審査の対象	1
第 2. 審査の方法	2
第 3. 審査の期間	2
第 4. 審査の結果及び状況	2
1. 審査の結果	2
2. 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	5
(3) 実質公債費比率	7
(4) 将来負担比率	8
3. 資金不足比率の状況	11
第 5. 意見	12

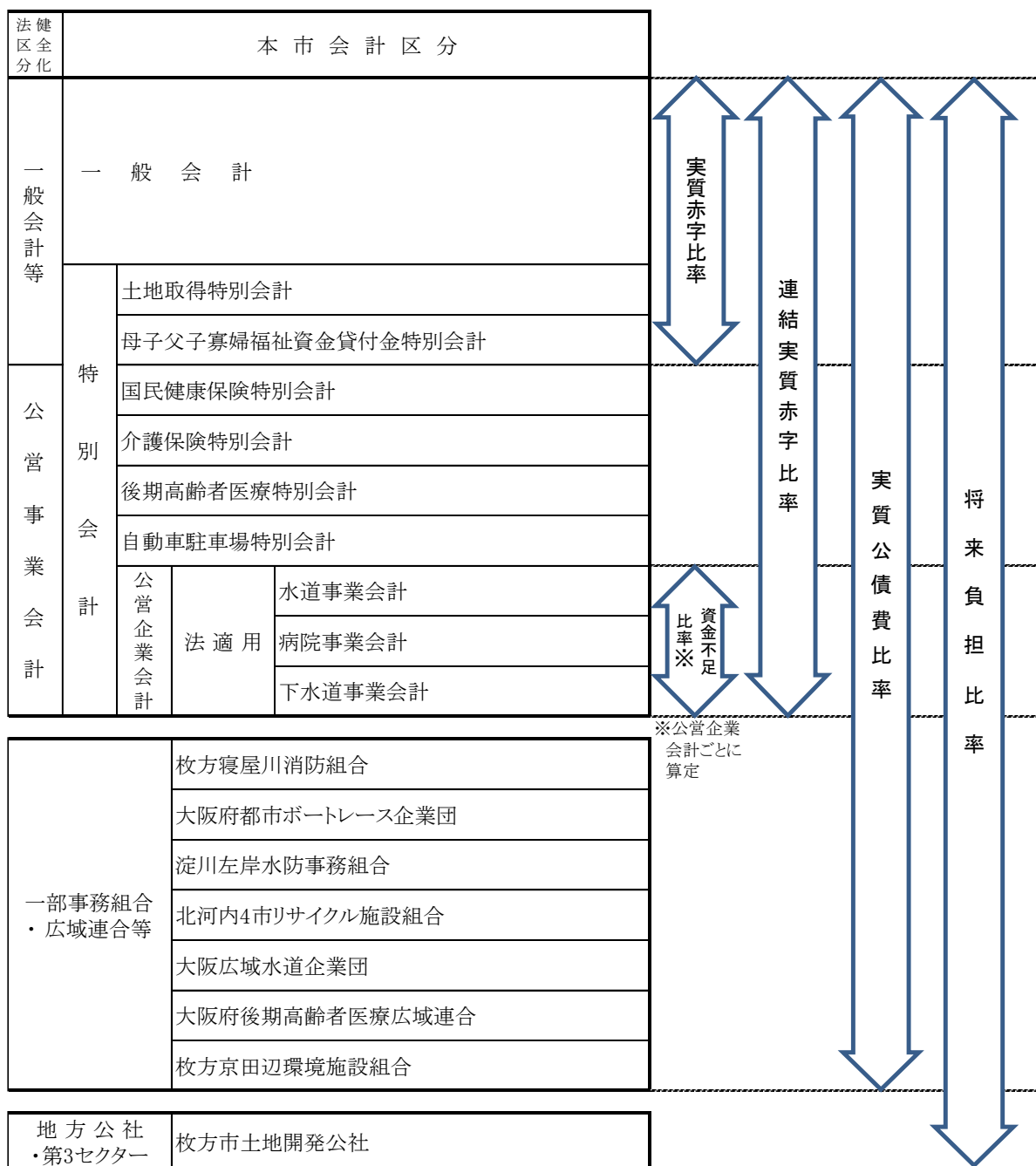
第1. 審査の対象

・令和7年度 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率

・令和7年度 資金不足比率

それぞれの比率の審査の対象となる本市の会計区分を図式化すると、以下のとおりとなる。



(注)「地方公社・第3セクター」については、損失補償や借入金保証をしている団体のみが対象。

(注)地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により、特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義されている。

第 2. 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるかを関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

第 3. 審査の期間

令和 8 年（2026 年）7 月 27 日から令和 8 年（2026 年）8 月 25 日まで

（水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計に係る資金不足比率審査については、令和 8 年（2026 年）6 月 5 日から令和 8 年（2026 年）8 月 25 日まで）

第 4. 審査の結果及び状況

1. 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令等に従い適正に作成されており、算定対象となる会計等はすべて網羅され、計数も正確であると認める。

2. 健全化判断比率の状況

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた 3 つの指標のいずれかが財政再生基

準以上である場合には、公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

本市の令和7年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位: %)

区 分	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.25	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率	1.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質収支額が赤字ではないため、「—」で表示している。また、将来負担比率についても、算定値が負の値となるため、「—」で表示している。

実質公債費比率は 1.7%で、早期健全化基準（25.0%）、財政再生基準（35.0%）を下回っている。

その結果、本市の比率はいずれも国の示す基準からみて、健全な財政の範囲にある。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

(対象会計) 一般会計等（一般会計、土地取得特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計）

実質赤字比率等の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
① 一 般 会 計		2,237,931	1,938,746	299,185
② 土地取得特別会計		—	—	—
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 特別会計		33,380	39,830	△ 6,450
合 計 A(①+②+③)		2,271,311	1,978,576	292,735
標準財政規模 B		87,693,818	84,671,319	3,022,499
実質赤字比率 (A/B)×100	比 率	—	—	—
	算 定 値	△ 2.59	△ 2.33	△ 0.26
早期健全化基準		11.25		
財政再生基準		20.00		

(注) ①一般会計、②土地取得特別会計、③母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の数値は「実質収支額」を示す。

(注) 実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率」の算定値は、負の値で示される。

(注) 土地取得特別会計は、予算計上がないため「—」としている。

令和7年度の実質収支額は22億7,131万1千円の黒字であり、実質赤字比率（算定値）は負の値である。その結果、令和7年度の実質赤字比率は早期健全化基準を下回っている。また、算定値が負の値となるため比率としては「—」で表示している。

なお、実質赤字比率（算定値）は△2.59%で、前年度（△2.33%）に比べ0.26ポイント低下（改善）している。これは、分子である一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計を合わせた実質収支が2億9,273万5千円（14.8%）増加、分母である標準財政規模が30億2,249万9千円（3.6%）増加し、分子・分母ともに増加したが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことによるものである。

標準財政規模¹の推移は、次表のとおりである。

¹ 標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額であり、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の算定に使用される。

(単位:千円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減 額
標 準 財 政 規 模	87,693,818	84,671,319	3,022,499
標 準 税 収 入 額 等	67,751,144	65,194,408	2,556,736
普 通 交 付 税 額	19,942,674	18,507,490	1,435,184
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	0	969,421	△ 969,421

令和7年度の標準財政規模が876億9,381万8千円と、前年度より30億2,249万9千円(3.6%)増加しているのは、臨時財政対策債発行可能額が皆減となったものの、標準税収入額等が25億5,673万6千円(3.9%)、普通交付税額が14億3,518万4千円(7.8%)増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

(対象会計) 一般会計等に公営事業会計(各特別会計「財産区特別会計を除く」、法適用企業「水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計」)を加えたもの。

連結実質赤字比率等の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分				令和7年度	令和6年度	増 減
会計等	① 一 般 会 計			2,237,931	1,938,746	299,185
	一般会計等に 属する特別会計	② 土地取得特別会計		—	—	—
		③ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計		33,380	39,830	△ 6,450
公営事業会計	特別会計	一般会計等 以外の 特別会計	④ 国民健康保険特別会計	662,740	119,799	542,941
			⑤ 介護保険特別会計	873,951	870,914	3,037
			⑥ 後期高齢者医療特別会計	96,065	94,148	1,917
			⑦ 自動車駐車場特別会計	88,598	37,695	50,903
	公営企業 会計	法適用 企業	⑧ 水道事業会計	9,077,079	8,942,493	134,586
			⑨ 病院事業会計	3,876,754	4,787,465	△ 910,711
			⑩ 下水道事業会計	6,289,108	4,795,933	1,493,175
合 計 A(①～⑩の合計)			23,235,606	21,627,023	1,608,583	
標準財政規模 B			87,693,818	84,671,319	3,022,499	
連結実質赤字比率 (A/B)×100			比 率	—	—	—
			算 定 値	△ 26.49	△ 25.54	△ 0.95
早期健全化基準				16.25		
財政再生基準				30.00		

(注) ①一般会計～⑦自動車駐車場特別会計については「実質収支額」を、⑧水道事業会計～⑩下水道事業会計については「資金不足額・剰余額」を示す。

(注) 連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率」の算定値は負の値で示される。

(注) 土地取得特別会計は、予算計上がないため「—」としている。

令和7年度の連結実質収支額は232億3,560万6千円の黒字であるため、連結実質赤字比率(算定値)は負の値である。その結果、令和7年度の連結実質赤字比率は早期健全化基準を下回っている。また、算定値が負の値となるため比率としては「—」で表示している。

なお、連結実質赤字比率(算定値)は△26.49%で、前年度の△25.54%に比べ0.95ポイント低下(改善)している。これは、分子である一般会計等及び一般会計等以外の特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余額の合計額が16億858万3千円(7.4%)増加、分母である標準財政規模が30億2,249万9千円(3.6%)増加し、分子・分母ともに増加したが、分子の増加率が分母の増加率を上回ったことによるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額²に対する比率であり、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものである。

また、実質公債費比率は、健全化判断比率のひとつであると同時に、地方債の協議に係る財政指標でもある。この実質公債費比率について、（審査を行う年度を含めた）過去3年度の平均数値が18%以上になると「公債費負担適正化計画」の策定を前提に起債が許可、25%以上で「財政健全化計画」の策定を前提に起債が許可、35%以上となると「財政再生計画」の策定及び同意がなければ災害復旧事業等を除く起債が制限されることとなる。

（対象会計） 連結実質赤字比率対象会計に、一部事務組合・広域連合等（枚方寝屋川消防組合、大阪府都市ボートレース企業団、淀川左岸水防事務組合、北河内4市リサイクル施設組合、大阪広域水道企業団、大阪府後期高齢者医療広域連合、枚方京田辺環境施設組合）を加えたもの。

実質公債費比率の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)							
区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年度比較 (令和7年度-令和6年度)		
					増減額	増減率	
A 元利償還金の額等	11,255,838	11,514,864	11,945,797	11,051,465	△ 259,026	△ 2.2	
B 満期一括償還地方債の 年度割償還額	0	0	0	0	0	—	
C 公営企業地方債償還充当分	3,104,339	2,970,458	2,989,214	2,708,891	133,881	4.5	
D 一部事務組合等地方債償還充 当分	395,302	353,094	320,746	391,137	42,208	12.0	
E 公債費に準ずる債務負担行為	10,679	10,679	10,679	10,679	0	0.0	
F 一時借入金の利子	0	0	3,848	1,233	0	—	
G 特定財源の額	4,965,673	※4,410,757 (4,184,484)	3,459,910	3,491,133	554,916	12.6	
H 標準財政規模	87,693,818	84,671,319	82,494,461	81,083,765	3,022,499	3.6	
I 公債費等の基準財政 需要額算入額	9,040,571	9,330,290	9,662,715	9,963,570	△ 289,719	△ 3.1	
実質公債費比率(単年度)							
$\{(A+B+C+D+E+F-G-I) / (H-I)\} \times 100$	0.96616	※1.47071 (1.77104)	2.94880	0.99648	△ 0.50455	△ 34.3	
実質公債費比率(3か年平均)	1.7				※△0.2		
	※1.9						
早期健全化基準	25.0						
財政再生基準	35.0						

※令和7年度の実質公債費比率の算定において、令和6年度のG特定財源の額に修正があったため、各欄の()には修正前の数値を表記している。

なお、令和6年度の実質公債費比率は、公表数値を表記している。(令和6年度の修正数値を用いた場合の算定数値は1.8であり、前年度比較の増減額は△0.1となる。)

² 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

実質公債費比率は、審査の対象年度を含めた3か年平均の数値であり、令和7年度の実質公債費比率は1.7%で、早期健全化基準を下回っている。また、前年度の公表数値（1.9%）に比べ0.2ポイント低下（改善）している。

本年度数値が改善しているのは、令和6年度の数値に修正があったことに加え、入れ替わりとなる令和7年度・令和4年度の比率比較において、令和4年度は0.99648%、令和7年度は0.96616%で、その差である0.03032ポイント低下（改善）していることによるものである。

また、単年度の実質公債費比率は、分母で標準財政規模が30億2,249万9千円（3.6%）増加、分子で元利償還金の額等が2億5,902万6千円（△2.2%）減少、分子から控除する特定財源が5億5,491万6千円（12.6%）増加したことなどにより、前年度に比べて0.50455ポイント低下（改善）している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

（対象会計） 実質公債費比率対象会計に、地方公社・第3セクター（枚方市土地開発公社³）を加えたもの。

将来負担比率等の推移は、次表のとおりである。

³ 対象となる地方公社・第3セクターは、損失補償・債務保証を行っている団体のみとされており、本市においては、枚方市土地開発公社が対象団体となっている。

(単位:千円、%)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
A	将来負担額	159,091,426	156,936,135	2,155,291
B	充当可能財源等(基金・特定収入等)	169,428,674	171,645,947	△ 2,217,273
C	標準財政規模	87,693,818	84,671,319	3,022,499
D	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	9,040,571	9,330,290	△ 289,719
将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$		比 率	—	—
		算定値	△ 13.1	△ 19.5
				6.4

早期健全化基準	350.0
---------	-------

令和7年度の将来負担比率(算定値)は負の値である。その結果、令和7年度の将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。また、算定値が負の値となるため比率としては「—」で表示している。

なお、将来負担比率(算定値)△13.1%は、前年度と比較すると、6.4ポイント上昇(悪化)している。これは主に、将来負担額が前年度に比べて21億5,529万1千円(1.4%)増加し、将来負担額から控除することができる充当可能財源等が前年度に比べて22億1,727万3千円(△1.3%)減少したことによるものである。

将来負担額の内訳は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
将来負担額	159,091,426	156,936,135	2,155,291	1.4
地方債の現在高	108,685,058	111,800,564	△ 3,115,506	△2.8
債務負担行為に基づく支出予定額	2,200,680	2,829,299	△ 628,619	△22.2
公営企業債等繰入見込額	25,431,022	24,679,191	751,831	3.0
組合負担等見込額	8,557,312	3,910,670	4,646,642	118.8
退職手当負担見込額	13,419,324	12,944,142	475,182	3.7
設立法人の負債額等負担見込額	798,030	772,269	25,761	3.3

充当可能財源等（基金・特定歳入等）の内訳は、次表のとおりである。

(単位: 千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
1. 充当可能基金額	41,135,326	40,130,629	1,004,697	2.5
枚方市財政調整基金	15,102,241	14,384,556	717,685	5.0
枚方市減債基金	6,577,820	6,763,823	△ 186,003	△2.7
枚方市職員退職手当基金	970,234	969,495	739	0.1
枚方市福祉基金	300,160	296,283	3,877	1.3
枚方市地域福祉推進基金	14,748	55,108	△ 40,360	△73.2
枚方市お達者基金	90,231	90,162	69	0.1
枚方市介護給付費準備基金	2,257,099	2,419,703	△ 162,604	△6.7
枚方市大気質等測定局管理基金	151,272	160,697	△ 9,425	△5.9
枚方市東部地域里山保全基金	29,742	28,807	935	3.2
枚方市子ども夢基金	398,620	430,196	△ 31,576	△7.3
枚方市安心安全基金	989,393	1,061,506	△ 72,113	△6.8
枚方市駅周辺再整備推進基金	7,403,815	7,041,571	362,244	5.1
枚方市NPO活動応援基金	6,110	6,626	△ 516	△7.8
枚方市地域経済活性化基金	26,701	27,953	△ 1,252	△4.5
枚方市施設保全整備基金	5,039,783	4,733,682	306,101	6.5
枚方市災害復興支援基金	15,601	15,589	12	0.1
枚方市環境基金	276,693	259,095	17,598	6.8
枚方市花と緑のまちづくり基金	166,837	166,140	697	0.4
枚方市植村猛アート基金	77,718	77,666	52	0.1
枚方市子どもに本を届ける基金	33,405	28,085	5,320	18.9
枚方市くらしの資金貸付基金	0	36,075	△ 36,075	皆減
枚方市土地開発基金	1	0	1	皆増
枚方市動物愛護基金	48,605	39,222	9,383	23.9
枚方市大東清四美術品管理基金	97,858	98,100	△ 242	△0.2
枚方市文化財保存活用基金	49,030	45,102	3,928	8.7
枚方市森林環境基金	93,978	63,239	30,739	48.6
枚方市国民健康保険財政調整基金	700,572	668,395	32,177	4.8
枚方市まち・ひと・しごと創生基金	25,128	25,164	△ 36	△0.1
枚方市ひらかた万博推進基金	0	2,652	△ 2,652	皆減
枚方宿地区賑わい創出基金	134,000	135,937	△ 1,937	△1.4
枚方市子ども施策推進基金	53,605	—	53,605	皆増
枚方市スポーツ振興基金	4,326	—	4,326	皆増
2. 特定財源見込額(都市計画税含む)	27,291,249	26,218,784	1,072,465	4.1
3. 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	101,002,099	105,296,534	△ 4,294,435	△4.1
合計	169,428,674	171,645,947	△ 2,217,273	△1.3

※充当可能基金額は、出納整理期間内に行った繰入れ及び繰出しを含む。

3. 資金不足比率の状況

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額のことをいい、連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

資金不足比率が経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）以上となった場合には、企業ごとに当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図らなければならないことになる。

（対象会計） 水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計

各会計の資金不足比率の推移は、次表のとおりである。

資金不足比率の推移
(法適用企業)

(単位: %)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
水 道 事 業 会 計	比 率	—	—	—
	算 定 値	△ 171.5	△ 160.3	△ 11.2
病 院 事 業 会 計	比 率	—	—	—
	算 定 値	△ 42.2	△ 53.2	11.0
下 水 道 事 業 会 計	比 率	—	—	—
	算 定 値	△ 83.6	△ 64.4	△ 19.2
経営健全化基準		20.0		

(注) 資金剰余額が生じている場合、「資金不足比率」の算定値は、負の値で示される。

令和7年度の資金不足比率（算定値）は、各会計とも資金不足額が発生していないため、負の値である。その結果、令和7年度の資金不足比率は経営健全化基準を下回っている。

また、算定値が負の値となるため比率としては「—」で表示している。

本市の公営企業会計は、国の示す基準からみて、いずれも健全な範囲を維持している。

第5. 意見

令和7年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて、引き続き健全な範囲で推移している。

令和6年度の比率の算定値と比較した場合、将来負担比率は若干悪化しているものの、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は改善しており、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っている。

しかしながら、健全化指標の算出に影響のある標準財政規模の算出方法は国の制度改革等に左右されるという要素があることから、他の財政指標（経常収支比率、公債費負担比率等）にも十分注意を払いながら収支均衡を基本とした財政運営を堅持し、各比率について引き続き適正な水準の維持に努めるよう要望する。

なお、今回の審査において、市から令和7年度の実質公債費比率の算定に当たり、令和6年度の特定期源の額を修正したことについて報告があり、これに伴い令和6年度の実質公債費比率の公表値と算定値に乖離が生じている。この点については、今後本市が作成する各種財政状況に関する資料において、適宜補足説明を行う等、適切に対応するよう要望する。